

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第4回）

日 時：平成29年3月23日（木）13：00～15：30

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第408会議室

出席者：

【委員】渡部座長、相澤委員、荒井委員、伊丹委員、江村委員、奥村委員、奥山委員、
佐田委員、高倉委員、中富委員、長澤委員、土生委員、林委員、原山委員、
宮川委員、山田委員、山本委員、早稲田委員
正木委員代理、竹市委員代理、吉沢委員代理、藤木委員代理

【各省等】法務省 藤田参事官
文部科学省 川口専門官
経済産業省 田村補佐
特許庁 木村課長
特許庁 中野室長
特許庁 桂課長
科学技術振興機構 後藤理事
産業技術総合研究所 内山部長

【事務局】井内局長、増田次長、小野寺参事官、福田参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2016」各施策に関する関係府省の主な取組状況

- (1) 知財教育・知財人材育成の充実
- (2) 知財金融に関する取組
- (3) 戦略的な標準化の推進

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 時間になりましたので、ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第4回を開催させていただきます。

本日は、御多忙中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、「知的財産推進計画2017」策定に向けた検討として、「知財紛争処理システムの基盤整備」、「産学・産産連携の機能強化と大学等の知財戦略強化」、「第4次産業革命時代に対応した知財システムの在り方と世界をリードする審査の実現」という3項目についてそれぞれ議論を行うこととしております。

なお、本日、五神委員、野坂委員、それから、妹尾委員も先ほど連絡が入りまして、所用のため御欠席ということでございます。

小林委員、近藤委員、日覺委員、吉井委員も本日は所用のため御欠席されておられますけれども、それぞれ代理で、正木泰子様、竹市博美様、吉沢浩明様、藤木実様に御出席いただいております。

委員会開催に先立ち、井内局長から御挨拶をいただければと思います。

○井内局長 本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、具体的な論点について議論するのは今回で一通り終わるということでございますけれども、残っている論点は非常に重要なものばかりでございます。

1点目の「知財紛争処理システムの基盤整備」は、昨年の計画での指摘に対する宿題返しといえますか、そういう面もございまして、2番目の産学・産産連携、あるいは大学等の知財戦略強化というところは、我が国におきます知財の質を上げていくためには非常に重要なところでございます。それから、第4次産業革命時代の知財システムのあり方、世界をリードする審査も基盤を支えるシステムとして非常に重要でございます。

長時間でございますけれども、ぜひ活発な御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「知的財産推進計画2017」策定に向けた検討に移らせていただきます。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 お手元にクリップどめされた資料の束が置かれていると思います。

上から議事次第、そして、座席表と出席者リストを挟みまして資料が続いてございます。

最初の資料1と2が事務局からの資料でございまして、資料3から5まで8点ございまして、本日の関係者・関係機関からのプレゼン資料でございまして、

そして、参考資料1から3につきましては事務局からの参考資料でございまして、参考資料4から7が、それぞれ荒井委員、奥村委員、渡部座長、相澤委員からの御提出資料となっております。

なお、資料4-4と4-5につきましては、委員の皆様の前席のみに配付させていただいておまして、資料4-5につきましては会議後に回収させていただきたく存じますので、よろしく御協力ください。

以上、不足等ございましたらお知らせください。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

続きまして、本日取り上げる項目及び論点について事務局から説明をお願いいたします。

○福田参事官 資料1を開いていただきまして、こちらは「本年度の検討事項について」ということで、これまでの事項、次回に向けて書かれてございます。

今回、第4回でございまして、先ほど座長から御紹介がありましたように3つのテーマにつきまして取り上げてまいりまして、関係省庁、関係機関から最新の取り組み状況などについてプレゼンテーションいただいた上で、各テーマについて御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

これを踏まえまして、先ほど局長のほうから話がありましたように、今回が産業財産権分野単独で行う最後の会合ということでございまして、「推進計画2016」の全分野をこれでカバーするというところでございますので、次回第5回でのコンテンツ分野との合同の会合で「推進計画2017」について素案を提示させていただいて、御議論いただく予定でございまして。

続きまして、資料2に移りまして、まず、関係する参考資料について御紹介いたしますけれども、参考資料1ですけれども、ちょっと分厚いですが、1月19日から2月17日にかけてパブリックコメントをかけさせていただきました。その結果の中で、今会合の産業財産権分野に係る部分を抜粋させていただいてございます。

そして、参考資料2は、第1回の11月の会合で配付させていただいた「推進計画2016」の各施策の取り組み状況について、今回の3つのテーマに関連する部分を抜粋したものでございます。

そして、参考資料3、「推進計画2016」から今回の3つのテーマ、関係部分を抜粋したものであるということでございますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料の中身に入りまして、本日取り上げます3つのテーマについて、それぞれ簡単にまとめさせていただいているものでございます。

「1. 知財紛争処理システムの基盤整備」でございます。

(1) のところは、先ほど御紹介したような推進計画自体の書きぶりであるとか、あるいは取り組み状況について簡潔に書いたものでございますけれども、3つのテーマが関連してございまして、証拠収集手続、損害賠償額、権利の安定性といったところがございまして、これについて年度内に一定の結論を得るべく特許制度小委員会にて検討するという事になってございました。

これに対して、これまで委員会でいただいた御意見ですけれども、正当な権利行使に対する正当な賠償額が得られ、なおかつ予見性のある当たり前のシステム構築が必要であるとか、あるいは、権利者側、被疑侵害者側双方にとってフェアな結果が得られるような仕組みを期待しているということでございます。

パブコメのところは説明を省略させていただきまして、主な論点でございまして、

本日、特許庁からプレゼンをいただく予定でございますけれども、特許制度小委員会における検討結果、意見募集における意見等を踏まえまして、我が国の知財紛争処理システムはどうあるべきかということについて御議論をいただきたい。

また、本日プレゼンをお願いしてございます法務省からのプレゼンテーションを踏まえて、ADRを含めて現行の知財紛争処理システムをより使いやすいものとするために、さらに取り組むべきことは何かということでございます。

2つ目のテーマでございますけれども、「産学・産産連携の機能強化と大学等の知財戦略強化」ということで、取り組み状況につきましては、最初のポツのところでございますように、大学等と企業との共同研究契約における研究成果の柔軟な取り扱いを含め共同研究契約の実現を促進するということ。

それから、本日プレゼンいただく予定の産総研を初めとしました、すぐれた知財・標準化戦略の策定・実現を進めている公的研究機関等の取り組みを参考にして、今後の知財・標準化戦略のあり方を検討するということになってございます。

また、第4次産業革命時代、特に重要となってまいります社会システム分野、ロボット分野、先端技術分野について、研究開発段階から一体的な標準化を推進するということとともに、国立研究開発法人が有する知見を活用して標準化推進体制を強化することが盛り込まれてございます。

これに対して御意見といたしましては、産学連携を進めていく上で、いわゆる不実施補償の協議でつまづくことが多いということの御指摘。それから、産学連携について、大学等の事務方の理解が得られずに難航するといったような御指摘がございました。

本日の主な論点といたしましては、文科省からプレゼンテーションいただく予定のガイドライン、「産学連携による共同研究強化のためのガイドライン」の策定を踏まえまして、我が国における産学連携はどうあるべきかということ。

それから、産総研からのプレゼンを踏まえまして、国立研究開発法人における知財マネジメント標準化への取り組みはどうあるべきかということ。

さらに、3つ目として、きょうはJSTからもプレゼンをいただきますけれども、そうしたことを踏まえまして、大学において必要な知財予算を確保できるようにするために取り組むべきことは何があるかということでございます。

3つ目、最後のテーマでございますけれども、「第4次産業革命時代に対応した知財システムの在り方と世界をリードする審査の実現」ということで、1の推進計画等の書きぶりについては、タイトルだけ紹介しますが、**「新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築」**と**「世界最速・最高品質の審査の実現」**、**「国際連携の推進」**といったものが掲げられてございます。

こうした中で御意見といたしましては、ASEAN諸国を初めとしました国々に対する国際連携を進めていくべきという話。それから、審査の質は重要だという御指摘がございました。

主な論点といたしましては、本日の特許庁からのプレゼンを踏まえて2つございまして、

第4次産業革命時代における新たな技術に関する審査を行っていくに当たって取り組むべきことは何か。

それから、我が国企業の知財活動をサポートするという観点から、海外の知財庁との国際連携はどうあるべきかといったことが挙げられると思います。

以上、本日のテーマについての御説明でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました3つの中で、最初の「知財紛争処理システムの基盤整備」につきまして、各省からの説明をいただいた後に意見交換とさせていただきたいと思います。

それでは、特許庁及び法務省から説明を続けてお願いしたいと思います。

○中野室長 特許庁でございます。

まず、「知的財産推進計画2016」におきまして、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、適切かつ公平な証拠収集手続の実現、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上、この3つに係る取組を推進し、短期に取組が必要な施策については2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得るというふうにされてございまして、これを受けまして、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会におきまして、「知財推進計画2016」において定められた一定の結論を得るべく、そのうち主として経済産業省が検討すべきとされた事項を中心として審議を行いまして、結果を取りまとめ、現在パブリックコメントを経て、間もなく正式に決定するという段取りになってございます。

資料3-1は、その特許制度小委員会のまとめの案でございまして、この資料に基づきまして、簡単ではございますが御説明を申し上げます。

表をめくっていただきまして、1ページ目ですけれども、早稲田大学法学学術院教授の高林龍先生を委員長といたしまして、こちらの委員の方々に御議論をいただきました。

まず、適切かつ公平な証拠収集手続から御報告を申し上げますと、2ページ目ですが、「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」に関しましてのまとめでございまして、まず、特許権の侵害訴訟は技術的に高度な専門的知見を要する、あるいは侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑みまして、証拠収集手続の強化が必要であるというふうな議論になってございます。

ただ、留意点といたしまして、検討に当たっては被疑侵害者の営業秘密の保護及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要があるというような議論になりまして、こういったことを考慮して、以上を踏まえ、まず、1、書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度、2番目として、公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度、この2つの制度に関しまして、この導入を特許法の改正を視野に検討を進めることが適当であるということになってございます。

もうちょっとわかりやすくこの2つの提案について御説明を申し上げますと、まず、1つ目のほうですが、3ページを御覧いただきますと、書類提出命令に関しての現行制度でございますが、現行法下では、書類提出命令は証拠調べの必要性があることが発令の要件とされてございます。しかし、特許権侵害訴訟に関連する書類は技術的に複雑で膨大な量に及ぶ場合があるということで、申立人が書面のみで取調べの必要性を立証するのは困難な場合があるということでございます。

この図にありますように、その結果、書面のみでの取調べの必要性の立証の困難さということから、本来提出されるべき書類、すなわち侵害の立証に資するような書類が必要性なしとして書類提出命令の要件を満たさないということになりまして、裁判所の目に触れる機会がなかったような可能性があるのではないかという議論でございます。

より具体的に4ページ目を御覧いただきますと、書類提出命令がなかなか発令されないのではないかという議論は、例えば知財紛争処理システム検討委員会の中でも御議論いただきましたが、その第5回会合において委員の方が提出された資料を抜粋・要約してつけてございますが、その資料によりますと、過去に書類提出命令が問題となった51件中、認容の判断があったのは22件、そのうち特に侵害立証目的は2件だったということで、侵害立証目的に関しての発令は極めて少ないということ。それから、申立ての多くは書類提出の必要性がないという理由で却下されているということがございます。

こうした状況で書類提出命令のより円滑な発出ということを今回考えまして、5ページでございますが、こちらが改正案でございます。

インカメラ手続における必要性判断の導入ということございまして、裁判所が書類提出の必要性を申立書の主張のみから判断しづらい場合は、まず、当事者に書類を一旦提出させて、裁判所がインカメラ手続の中で実際に書類を見て必要性があるかどうかを判断できるようにするという、書類提出命令を実際に発令する前にインカメラ手続でワンステップ手続を入れるということでございます。

その結果、結果的に書類の必要性を判断しやすくなるということで、裁判所の目に触れやすくなる書類が増えると裁判所が書類提出命令の要否を判断しやすくなるということございまして、また、こういう手続を入れた上で必要性が判断されるということですので、必要性が認められるにせよ、認められないにせよ、書類提出命令が発令されるにせよ、されないにせよ、当事者の納得感もこれによって向上することが期待されるという制度でございまして、この図の中の赤字部分を今回法改正を行って導入するということになります。

証拠収集手続の法改正案としては、もう一つ6ページ目がございまして、公平・中立な第三者の技術専門家を証拠収集手続に活用するというような裁判官のサポートを強化する制度ということでございますが、この図にありますように、現行制度でも専門委員制度など一定の制度はございますが、訴え提起前の証拠収集処分であるとか、書類提出命令のインカメラ手続あるいは検証のインカメラ手続、こういったものに関しては現行法上は技術専門家による裁判官のサポートという制度が十分ではないということございまして、こ

ちらの十分ではないところにつきましても法改正によって技術的専門家がサポートできるように措置をする。その技術的専門家については秘密保持の義務を課すという改正でございます。

続きまして、2本目の論点である「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現」に関する議論でございますが、こちらにつきましても、結論といたしましては、適切な損害賠償額の実現については、現行制度の運用状況やビジネスの実態、民事法体系との整合性等に留意しつつ検討した結果、まずは、先ほど御説明を申し上げた証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、要するに証拠収集手続を強化することで、より適正な損害賠償額が認容されやすい環境を整えるということをやります。その上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進めることが適当であるというような結論に至っております。

なお、審議の中で議論がございました国際比較でございますが、御参考までに8ページ、9ページでございますが、8ページ、アメリカの知財訴訟における損害賠償額と日本との比較ということがよく議論されますので、まとめた資料がこちらでございます。

こちらの棒グラフ、全部一審ですけれども、紫色の棒がアメリカの陪審における損害賠償額、水色がアメリカの裁判官による損害賠償額で、茶色が日本でございますが、2000年～2004年、2005年～2009年、2010年～2014年という年月における中央値をとったものでございます。これを御覧いただきますと、確かにアメリカの陪審による損害賠償認定額というのは日本と比べて極めて高額であるというようなことでありますが、それに引き換えまして、アメリカにおける裁判官に認容された損害賠償額の中央値は減少傾向にあるということで、日本は言うまでもありませんが陪審制をとってございませぬので、まず法制度が違うというようなことはあるということでございますが、日本の裁判官とアメリカの裁判官で比較したのが、ちょっとこれでは見にくいので、拡大したのが次のページでございますが、先ほども申し上げましたように、アメリカの裁判官による賠償額というのは近年非常に下がってきているということでございます。一方で日本は、2010年でとりますと、その前の区間よりは大幅上がってきているということで、2010年以降の比較で言うと、裁判官の一審の賠償認容額というのはそれほど変わらないというような状況になっているというのが一つでございます。

ただ、枠囲いの2番目に書きましたが、これは得られるデータでとった一審の中央値であるということでございますし、また、賠償額の認定というのは被疑侵害品が販売される市場の規模を考慮する必要があるございまして、当然市場が大きいところでの賠償額というのはそれによって大きくなるということございまして、例えば市場規模の目安としてGDPを考えますと、日本とアメリカの名目GDP比は、2000年から2014年の区間でとりますと大体2.5倍から3倍アメリカのほうが市場が大きいというようなことも考慮する必要があるというふうに注記してございます。

10ページ以降は、3本目の「権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の

向上」という論点でございます。

これについての結論は、ここにありますように、我が国の特許権侵害訴訟等の現状を鑑みるに、特許権は一定程度安定していると評価できることから、権利の安定性については、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当であるというふうに結論づけてございます。

これに関して、参考資料として最後の11ページでございますけれども、こちらのほうで御覧いただきますと、侵害訴訟における無効率と、無効審判等における無効率、あるいは日本とアメリカ、イギリス、ドイツとの比較で見ますと、我が国の侵害訴訟において無効の判断がされる割合というのは突出して高いというわけではなく、また、我が国における侵害訴訟と無効審判において無効の判断がなされた割合というのは、どちらも3割程度でございますので、おおむね権利は安定していると見てよいのではないかなというふうな議論で落ちついたということでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

法務省、お願いします。

○藤田参事官 法務省の藤田でございます。

それでは、お手元の資料3-2を使いまして、知財関係を中心に「ADRの拡充・活性化に向けた取組」について御説明いたします。

まず、1ページ目でございますが、ADR、すなわち裁判外の調停、あっせん、仲裁等の紛争解決手続については、これまで、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書におきまして、ADRが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきこととされまして、それを受けまして、いわゆるADR法が平成16年に成立し、平成19年に施行されたところでありまして、法務省のほうでこの法律を所管する立場でございます。

ADR法でございますけれども、今年で法施行10年という一つの区切りを迎えたところでございまして、このADRの拡充・活性化につきましては、1ページにありますとおり、知的財産推進計画2016におきましても知財紛争処理システムの機能強化の中の1項目として盛り込んでございます。

2ページのADR法に基づく制度概要でございますけれども、総則的なもの以外に、いわゆる認証の仕組みを設けてございます。これは、法務大臣が認証した民間の調停・あっせん等の手続につきまして、その効果として時効中断等の特例を付与するという制度でございまして、2ページがこの制度の全体の概要をまとめたものです。

3ページでございますけれども、こちらは、このADR法に基づき認証を受けたADR事業者数と受理事件数の推移でございます。

まず、認証を受けたADR事業者数の関係でございます。これは知財に限らず紛争解決一般ということになりますけれども、これにつきましては水色の棒グラフが示しますとおり、平成28年度までに認証を取得したADR事業者数は合計152、そのうち活動中のものが148とな

っており、認証ADR事業者数はおおむね順調に増えてきているところです。

各認証ADR事業者が取り扱う事件数でございますけれども、これが赤色の折れ線グラフになっておりまして、事件数としては平成23年度の1,347件がピークでございます、その後若干の減少傾向が見られますけれども、その後も毎年1,000件を超える状況でございます。

4ページには、知財紛争を取り扱う認証ADR事業者の例として3つ掲げてございます。

1つ目が日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営している日本知的財産仲裁センターでございます、このほか知財紛争に特化したものとして記載の2つの機関が既に認証を取得しております。

その利用状況でございますけれども、例えば日本知的財産仲裁センターの例で申し上げますと、調停の申立てとして、近年では年間10件弱程度の申立てがあるという状況でございます。

1枚おめくりいただき、5ページでございます。

法務省として認証ADRの拡充・活性化に向けた現在の取り組みといたしまして、記載の3点の取り組みをしているところでございます。

まず、1点目が効果的な周知・広報の充実ということでございまして、この点については各認証ADRの専門性等を記載した一覧的な冊子を配布したり、公表するなどといった周知・広報に努めているところでございます。

2点目でございますけれども、これは認証ADRに相談者が行き着きやすいようにということで、国民の皆さんにとっての一次的な相談窓口である法テラス事務所や消費生活センター、そういった関係機関とのさらなる連携協力を図っているところでございます。

さらには、3点目でございますけれども、情報共有の推進ということで、例えば関係機関と座談会を開催するなどして、認証ADR事業者相互の情報共有を進めているところでございます。

現在の法務省の取り組みとしては、そのような取り組みの中で、知財ADRについてもADR法を所管する立場から進めているところでございます。

最後6ページは、ADRの拡充・活性化に係る最近の動きとして、知財紛争を含む国際的紛争の紛争解決手段といたしまして、国際仲裁に関する状況を簡単に紹介させていただければと思います。

最近、この国際仲裁に関しましては、日本弁護士連合会あるいは経済界の関係者から我が国の国際仲裁の活性化を求める指摘がされている状況でございます。

国際仲裁につきましては、御承知のとおり、近年では国際的な紛争解決方法として世界的に利用が活性化している状況でございます、東アジア地域でも例えばシンガポール、香港、マレーシア、韓国といった国々が国際紛争解決のハブ化等を目指しまして、利用件数を伸ばしている状況でございます。

それに関して、6ページに記載があるとおおり、日本でも国際仲裁を取り扱う機関は幾つか存在しているものの、この利用件数はなかなか伸びていない状況でございます。

法務省といたしましても、この国際仲裁の課題につきまして司法制度改革の議論の中で、仲裁法の制定といった法整備の面での関与をしてきたところであり、その後も、関係機関であります日本仲裁人協会、あるいは日本知的財産仲裁センターといったところとの意見交換を行うなどしているところをごさいます、今後、国際仲裁についても国際的な紛争解決の枠組みとして議論になり得るだろうというように考えているところをごさいます。

簡単ではございますが、法務省からの説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、1番目のトピックで知財紛争処理システムについてですけれども、御意見のある委員の方はネームプレートを立てていただければと思います。

では、林委員から行きましょう。

○林委員 1点目の件につきましては、バランスのとれた議論がなされ、結論が導かれたことを私も感謝したいと思っております。

2点目に、国際仲裁の件です。実は私も日本知的財産仲裁センターのセンター長も数年前に務めたり、十数年来これにかかわっておりますが、先ほど御紹介がありましたように、年間の調停申し立て件数が10件足らずという状況でございます。ましてや国際仲裁になりますと、これは知財にかかわらず日本の仲裁機関一般の現状でございますが、ほとんど日本が仲裁機関として選ばれることはございません。中国、インドネシアなどアジア諸国では、いまだに日本と外国判決執行の相互保証のない国々があり、そういった国との関係ではニューヨーク条約のもとでの仲裁しか紛争解決手段はないわけですが、それにもかかわらず、なぜ日本が仲裁地として選ばれないのかという理由を日本の経済界にもお伺いし、日本が仲裁地として選ばれるための環境整備として何をなすべきかを検討すべきではないかと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、奥山委員。

○奥山委員 知財紛争処理システムの機能強化についてコメントさせていただきます。

ここまでいろいろな所与の条件があって、まとめていただいたことは大変ありがたく思っています。かなり大変だったのではないかと思うのですが、ただ、結論として私が今日申し上げたいのは、やはり非常に重要な課題だと思いますので、2017のほうに丸ごと全てテーマとして継続検討することを残していただきたいというふうに思います。

ちょうど紙のバージョンは今週初めに届いたのですけれども、「Law&Technology」という雑誌がございまして、定期購読者は先週から見られるようになっていたのですけれども、その中に設楽前所長の論文がございまして、去年の9月にパリでやった4か国、本当は5か国なのでも、アメリカが都合が悪くて来られなかったのが4か国、日本、イギリス、ドイツ、フランスの模擬裁判があって、証拠収集の事例を検討したわけです。

長くなりますから短くしますが、結論としては日本だけが大きく違う。証拠収集について

強制力がない。事案は文書提出命令を出すか出さないかだったので、一応格好がついた。そういう書き方はしていないのですけれども、論文を拝見するとそういうふうを読めるのです。でも、これがもし製法特許がテーマになったら、日本の裁判所は全くなすすべがなかったらと大変残念なことだというふうなニュアンスで書いていらっしやいます。

その次の論文も損害賠償についての大阪高裁の判事さんの論文ですごくおもしろいのですけれども、現職の裁判官の方がそこまで言っている状況で、今回の提案というのは強制力がない。特許はいっぱいあるわけですけれども、その中には当然製法特許もあって、我々、お客さんが来て明細書を書くときに、製法のクレームはなかなか権利行使できないですから、何か物になりませんかと言いつけているわけですけれども、現実には、例えば実験室で出たものを工業化するときには大規模生産する方法とか、合金だと、組成はほとんど出尽くしてしまっていますので、あとは焼きなましをどうするか、いろいろなそういう加工製法で特許を取るしかないわけです。そういったものは権利行使できない、全く残念な状況が続いているわけです。

今日のいただいた資料を拝見していて、一つの重要な前進であるとは評価できるのですけれども、事実の問題について私としてはコメントせざるを得ないので、いただいた資料の8ページを見て下さい。

これはプライスウォーターハウスクーパースの毎年出ているやつで、穴があくほど毎年見ているやつなのですからけれども、これはもう所与というか、陪審員裁判をやると大体1日2,000万ぐらいかかると言われているわけです。特許の場合は普通2週間やりますから、そうすると2億円かかるわけですね。2億円かけてこれだけの損害賠償をとれると。

裁判官の前の裁判、こういった金額しかとれないような事案、あるいは差しとめが欲しかったという事案で、それを分けて先ほどの所与の2億円みたいな費用をかければ、当然こういうグラフになる。当事者（特許権者）としては当然お金をとりに行く場合は陪審員裁判を請求してコストをかけるということになるわけで、裁判官の前での裁判になったということは、もともとそのお金がとれない事案だったわけですから、これを日本のものと比べても全然意味がないということになります。

あと、最後の11ページのグラフなのですからけれども、アメリカのやつが69%ということで、これもよく見ているPTABの数字で、IPRとかポストグラントのいろいろな手続があるので、基本的には申請書を出して、特許を無効にしてくださいということでクレームごとに出して、実際手続が始まるか始まらないかは半年かけて特許庁が検討するわけです。実際手続が始まるのは大体6割だと言われています。その後いろいろあって、例えば和解もありますし、諦めてしまいますという宣言をするのがありますし、当然、無効ですという決定もあるわけです。

恐らくこの69%というのは決定のことではないかと思うのですけれども、決定に至るものは全体の何分の1なわけですね。それと数字だけ取り上げてみても全然事実を反映して

いない数字でして、全体的に見ると申し立てをして最後に無効になるというのは、非常に評価が難しいのですけれども、2割とか2割5分とか、それでもアメリカの弁護士は多いとか文句を言っていますけれども、そんなものだろうと思います。

ドイツは78%無効になっているというふうになっているのですけれども、ドイツの侵害訴訟は年1,200件以上あると言われていています。データがないところがまたおもしろいのですけれども、あちこち行って頼んでいるのですけれども出てこないのです。

それで、ちょっと古いデータなのですけれども、1,250件あるというデータがあって、無効訴訟が起こる、これは特許裁判所に行くのですけれども、無効裁判が何件起きているかという、250件しか出ていないのです。基本的にドイツで訴訟を起こされたら無効の抗弁はできないですし、特許は有効なものとして裁判所に判断してもらって、高裁まで行っても2年半ぐらいで、特許裁判所でも2年半ぐらい。差しとめが出てしまったら差しとめられてしまいますから、もういいかげんところで諦める。諦め切れなかった人が250件の訴訟を起こして、78%無効になっているという数字ですから、これも日本との比較に全然ならない数字でして、これを理由に日本が無効にならないという。

日本の無効率が下がっていることは重々承知していますし、すばらしい傾向だろうと思うのですけれども、では、侵害訴訟で勝てる率が上がっているのかということと全然そうではないわけですね。

ですので、その辺ちょっと事実関係も整理していただいて、ぜひもう一回2017で検討していただけるような方向づけをしていただきたいというふうに思います。

すみません、長くなりました。

○渡部座長 ありがとうございます。

事実関係について後ほど役所のほうからコメントがあればコメントさせていただきます。

竹市委員、お願いします。

○竹市委員代理 私も特許制度小委員会のおまとめについて少しコメントさせていただきたいと思います。

全体のまとめとして私どもとしては非常に納得感があるということで、よくおまとめいただいたと感謝しております。特に具体的な法改正ということで方向づけいただいております証拠収集手続の点におきましても、以前から時々申し上げております営業秘密の流出の懸念についても十分御配慮いただいているということで非常にありがたかったと思います。私どもといたしましては、この方向性で検討をさらに進めていただきまして具体化していただければと思います。

細かな点で1つ気になるといいますか、ここでインカメラの部分で出てくる技術的専門家、どういう方がやるのだろうかということ少し気になっておまして、その方たちの要件の確定とか、場合によっては技術的素養がある弁護士・先生たちがやるのかもしれないけれども、そういう方の確保・育成等々も重要になってくるのではないかと考えておりますので、そのあたりもあわせて御検討いただきまして、早急に改正をお進めいただけ

ればと思っている次第でございます。

ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、相澤委員、お願いします。

○相澤委員 特許制度小委員会において検討されたということは、紛争処理システムに課題があるということが認識されたということであり、この点は評価したいと思います。日本の制度は良くできているという評価もあるのですが、国際的な紛争の訴訟地としては選択されていません。それは、制度が機能していないと考えられます。それを解決するために、どのように改善をしていくかを、さらに検討をしていただくことが必要です。

紛争処理システムが重要性についての議論がなされていないということがやや残念です。知的財産の価値に紛争処理システムの機能が大きな影響を与えています。価値評価が進まないで中小企業に対する知的財産を資産として扱った金融が進まない、あるいは、産学連携といっても投資する企業の側も大学の側も資産価値が明確でないから進まないということになります。きちんと知的財産の価値をとらえるためには、価値を実現するための紛争処理システムを充実することが必要であると思います。

せっかく、特許制度小委員会で検討を始められたわけでありますから、今後も改善に向けての検討が引き続き行われることを期待したいと思います。

○渡部座長 ありがとうございました。

長澤委員、お願いします。

○長澤委員 今回の紛争処理の話題には私も参加しましたが、基本的には今回の案はバランスがとれたものになっていると思います。これはなぜかという、正当な権利活用というものを強くサポートしなければいけない一方で、営業秘密取得目的などの濫用も防がなければいけないという2つのバランスが必要です。前者の特許と後者に使われるような特許というものは現在の特許法上では区別ができていません。これは区別しなければいけないと思っているのですが、区別が難しい状態で現在とれる策としては、それを判断する仕組みをつくるのが大事だと思います。

特に生産方法については、この国のコアコンピタンスの一つであり、生産地を日本に返したほうがはるかにいい物ができる我々も思っている中で、それを思いつきのアイデアの特許で訴えられて強制的に証拠提出を要求されてしまうのは、産業界としては営業秘密老円の観点からも非常に不安を覚えるわけです。

しかしながら、一方では我々がどうしても守りたい権利というものも強く活用しなければいけません。そのバランスを今回は最大限とっていただいたと思っています。ただ、他の委員がおっしゃるように、損害額についてはケース・バイ・ケースだと思うのです。どのような特許が使われて、どのくらいの損害額が出たかというのを精査すべきだと思いますし、それによって本来は高い損害額を出していいもの、もしくは、もう社会インフラになっていて大きな損害額を出してはいけないものというのが区別できるような仕組みを

つくるという方向で考えていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮川委員。

○宮川委員 私も長澤委員と同様、知的紛争処理システムのいろいろな検討委員会にはかかわらせていただきまして、長くこの議論を見させていただきました。そして、今回、証拠収集手続についての法改正を目途にした新しい制度ができるということで、営業秘密の保護と証拠収集の容易さ、両方バランスのとれた非常にフェアな制度を御提示いただいているというふうに考えております。

ただ、先ほど相澤委員もおっしゃっていましたが、これで終わりということではなく、この証拠収集手続の改善の様子を見て、実際に権利者が得るべき損害賠償を得ているのか、あるいは、この制度の濫用はないのかという点をしっかり見ていながら、さらに改善すべき点があればさらなる改善をしていくということを進めていただけたらと思っております。

それから、ADRの拡充・活性化に向けた取り組みということで法務省の方から御説明いただいた点、弁護士としても非常に関心がある分野でございます。特に知財関係紛争についてもADRのいろいろな制度をセンターが用意されてはいますけれども、まだまだ利用されている頻度が少ないというのは林委員がおっしゃったとおりでございます。

また、知財にかかわらず、先ほど御紹介があった国際仲裁の問題ですが、実際に私が紛争解決機関の決定にかかわりますと、日本の仲裁を提案しても相手の外国の企業の方からは、日本ではなくて、例えばシンガポールがいいとか、香港、韓国というところもありますけれども、日本ではない第三国を提案されることが多くございます。

それはなぜかというのはいろいろな理由があって一言では申し上げられませんが、1つは、英語の能力の問題ではないかというふうに思っております。と申しますのは、当事者が日本と外国ということで、その場合、共通言語というかコミュニケーション言語は英語となることも多々ございますので、仲裁の手続を英語で行うという取り決めをすることが多々ございます。そういう意味では、国際仲裁をしょって立てるような仲裁人、あるいは仲裁を代理する弁護士といった者がますます育てられとか、仲裁をサポートできるような人材を育成していくために何か良い方策を考えていただけたらと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

藤木委員代理、お願いします。

○藤木委員代理 IP Bridgeです。

我々は、特許・知財の活用を事業としている者ですがけれども、知財の紛争処理システムの適切な運用というのは特許制度の根幹であると思っております。それによって特許権の現実的な保護が図られて、その価値を予見でき、投資であったり、事業化、さらにはそ

の活用に基づく経済成長につながるものであると思っております。

今回の報告書によりまして、紛争処理の運用の適正化に向けて大きく進展したというように考えておりますが、その一方で裁判所の運用等を見て、さらなる改善等を御検討されているという記載もございますので、引き続き紛争処理システムの検討についてはお願いしたいと思っております。

また、損害賠償額に関しましては、個々の損害賠償額において高い、低いということよりも、やはりこの制度というものは我が国のイノベーション推進制度をどういったものにするのか、国際的な技術競争力をどういった方向に持っていくのか、そういった大きな視点で、先ほど相澤先生も意義というか、そういったものを検討すべきだという話もありましたが、そういう大きな目的で議論されてこそ意味のあるものであって、この小委員会というのは、どちらかという制度の運用であったり、個別の企業の事情であったり、そういった個別の議論というものが大分反映されているように思いましたが、もう少し大きな視点で検討していただくとありがたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 私も昨年、知財紛争処理システム検討委員会の委員として、まず知財の裁判の活性化についていろいろと議論させていただきました。ただ、やはり現状に比べてはるかに先のほうに見えるものというのは直ちに導入するのは難しいということで、今年特許庁で今回のような知財紛争処理システムの機能強化に向けてということで御議論いただきまして、まず、提訴後の証拠収集について強化しようということの方向性、特に証拠収集と文書提出命令のところでインカメラを入れるという方向性は大変よろしいのではないかと思っております。

これをやってみて、それから技術的専門家を活用したという手順をやってみて、これが証拠収集に資するものではないというようなことがあれば、さらに御検討をいただいて、先ほど来、何人かの委員から出ていらっしゃるように、この2017、またその先にも御検討いただければと思います。

ちなみに日弁連も特許庁のパブコメに対しては、この方向性について全面的に賛成であるというような意見書を提出させていただいております。

それから、ADRの関係でございますが、これも私は今、知財仲裁センターの担当副会長とADRの担当副会長でやらせていただいております。先ほど日本知的財産仲裁センターの御紹介をいただきましてまことにありがとうございます。これも弁理士会と日弁連とで一緒にやっているセンターでございますが、先ほど林委員からも御説明がありましたように、まだまだ件数が少のうございます。そこで、今後、国際的な紛争を扱えるような形にするべきではないとか、広報を強化すべきではないとか、いろいろな面で議論をしているところでございます。

それから、最後に国際仲裁でございますが、これも実は日弁連で、先ほど法務省のほうから御紹介いただきましたように、ことしの2月16日に「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」というものを提出させていただきました。

先ほど宮川委員等からも御紹介いただいておりますように、それから、法務省からも御紹介いただきましたように、アジアにおいてもシンガポール、香港、韓国、マレーシア等で非常に仲裁が増えているというところがございまして、なかなか日本では日本商事仲裁協会でも新件が大体年間20件前後というふうに言われております。

これは、1つは、宮川委員が御紹介されたように、やはり英語という言語の問題は非常に大きな問題であると思っております。それから、もう一つは箱というか施設も、実は日本の仲裁のところはプアなところがございまして、ここも強化しないと海外と日本の企業との仲裁が活発にならないのではないかと考えています。

日弁連としましても、特に英語の仲裁ができるような人材養成につきましては今後強化していく所存でございますので、ぜひ政府におかれましてもここにつきましても御協力をしていただければと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

御意見を一通りいただいたかと思いますが、引き続き検討という御意見も多かったと思いますが、幾つか事実関係についての御指摘あるいはお尋ねもあったかと思いますが、役所のほうでコメントはございますか。

○中野室長 それでは、事実関係のところについて申し上げますと、奥山委員に御指摘いただいたところが中心になりますが、まず、私の説明がまずかったのかもしれませんが、誤解のないようにいただきたいのですけれども、奥山委員のほうからこのデータだけでこういうを決めるのはいかがなものかというような御発言がございましたが、そういうことは全然ありませんので、御説明申し上げましたように、「参考で」と申し上げましたとおりで、このデータから即座に決めたということは全くございませんので、誤解があったとしたら訂正させていただきます。

そういう意味では、なぜ参考かということ、まさに委員御指摘のとおりで、データを直接並べてどうこう比較することが困難であるからでございます。その困難の理由は御指摘にも含まれますが、実は一生懸命探したのですけれども、なかなかデータがそろっていない。例えば、アメリカの賠償額のデータは一審のデータしか見当たらなかったとか、そういったデータ不足に伴う問題がございまして、あるいは、賠償額で言えば、本来ここには一審の認容額以外の和解での額とかいろいろなことを考慮しなければいけないのですけれども、データがなくてそういうふうにあぶり出せなかったのです。どうしても近似値というか、あるものでこしらえなければならなかったというところがございまして。

それから、これは説明の中で申し上げました資料にも書いてありますが、そもそも各国比較というものにどの程度意味があるのかといったときに、まず制度が違う、それから市

場規模が違うといったようなさまざまな要素がありますので、そういったところがあるので直接的には比較はできないのですけれども、それでもなお比較をなぜ参考値でやるかと申しますと、例えばアメリカに比べて低過ぎるのではないかとか、ヨーロッパに比べてどうではないかといったような議論が出るのは常でございますので、一定の資料をお作りして参考値として掲げたというのが賠償額と無効化率の点でございます。

ちなみに無効化率のほうは、知財紛争処理システム検討委員会で使われたものをそのまま使わせていただいたということでございます。

それから、賠償額のところなのですけれども、委員がおっしゃったことの論旨を、もしかしたら私がちゃんと追えていないかもしれないので誤解していたら恐縮なのですけれども、ある意味、アメリカでは2億円ぐらいコストがかかるので、取れそうなものは陪審に行き、取れそうにないものは裁判に行く一方で、日本の場合は取れそうもないものも取れるものも裁判に行くので、取れなさそうなものだけ行くアメリカの裁判と日本との比較というのは意味がないのではないかというような御指摘だったかと思っておりますけれども、すみません、よく意味がわからなかったのですが、私どもとしては、ある意味、陪審が取りやすい、しかも裁判が取りにくくて、陪審と裁判を比べるとアメリカはやたら陪審が取りやすいのだというようなところがあるのだということを示したかったということでございます。そういう意味でこの資料を使っているということでございます。

○渡部座長 よろしいですか。

○藤田参事官 法務省でございます。

法務省からの説明に関し、御参考として最近の状況を紹介した国際仲裁について多くの御意見をいただいたところでございます。

この国際仲裁に関する課題につきましては、政府内で関係するのが法務省に限らず複数の省庁にかかわる問題でございますので、御指摘を踏まえて関係省庁とも相談しながら、どういう検討ができるか考えてみたい、というように考えているところでございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間もございますので次の項目に移らせていただきたいと思います。

「産学・産産連携の機能強化と大学等の知財戦略強化」につきまして、各省及び委員からの説明をいただいた後に意見交換ということで、まず、文部科学省、産業技術総合研究所、科学技術振興機構から順番に説明をいただければと思います。

○川口専門官 文部科学省でございます。

本日は、文部科学省より、経済産業省とともに作成いたしました「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を簡単に御紹介いたします。

次のページをごらんください。

まず、ガイドライン作成の背景を御説明いたします。

産学官連携に係る我が国の現状に目を向けますと、共同研究や特許活用の実績は順調に増加してきており、産学官連携活動は活発化してきているとすることができます。

一方で右下の円グラフを見ていただいたらわかりますとおり、日本の大学等における1件当たりの共同研究費は約200万円程度とかなり小規模なものとなっております。

こちらが産学官連携活動の一つの課題として考えられている状況でございます。そのような状況の中、組織対組織の本格的な共同研究に向けた期待が高まってまいりました。

次のページをごらんください。

企業による大学とのオープンイノベーションへの期待につきましては、昨年2月の経団連提言により明確化いたしました。

同6月には「日本再興戦略2016」におきまして、2025年度までに大学等に対する企業の投資額を現在の3倍とすることが閣議決定されました。

それを受けまして、文部科学省と経済産業省が共同で産学官対話の場であるイノベーション促進産学官対話会議を設置し、同11月に産業界から見た、大学等が産学連携機能を強化するための課題とそれに対する処方箋をまとめた本ガイドラインを策定いたしました。

次のページをごらんください。

こちらに示しておりますのがガイドラインのポイントでございます。産学連携機能を強化するために必要であるテーマ、産学連携本部機能の強化、資金の好循環、知の好循環、人材の好循環のおのおのにつきまして、現状の課題と大学等が取り組むべきポイントをまとめております。

知的財産に関連する知の好循環におきましては、企業の事業戦略の複雑化・多様化に大学の知的財産マネジメントが十分に対応できていないという課題に対して、非競争領域の知的財産権を中核機関に蓄積すること、共同研究の取り扱いを総合的な視点で検討することなどを処方箋として示しております。

さらに具体的には、次のページをごらんください。

知的財産に向けたマネジメント強化のための処方箋といたしまして、大学等の成長と産学官連携を通じたイノベーション創出に資する知的財産戦略を策定し、間接経費を知財経費として適切に活用するとともに、事業化視点で知的マネジメント、技術移転活動を実践し得る体制を構築すること、産学官のパートナーシップを強化し、不実施補償等への対応を含め共同研究の成果の取り扱いについては、双方の共同研究の目的や状況等をよく考慮して総合的な視点で検討すること、あるいは、非競争領域においては、知的財産権を中核的な機関に蓄積させて、その他の機関がその知的財産権を利用しやすい環境を整備すること等が例示されております。

次のページをごらんください。

今まで御説明いたしましたガイドラインを文科省と経産省の両省で作成いたしました。本ガイドラインは決して産業界や大学等を強制するものではありません。こちらのガイドラインが目指しているところは、産業界と大学界が本ガイドラインの取り組み事例などを参考に課題の抽出と改善策の策定・実行を行ういわゆるPDCAサイクルを回していただくということでございます。

また、本ガイドラインには、大学等に期待される取り組みを中心に記載しておりますが、産業界に期待される取り組みについても記載させていただいております。

知的財産に関しては、共同研究成果である特許権の積極的な活用、事業化に結びつける方策の検討などが産業界に対して求められていることとございます。

次のページをごらんください。

文部科学省、経済産業省といたしましても、民間企業から大学等への投資額3倍を実現するためにも共同研究等のプロジェクト支援などでガイドラインの実効性確保に向けたさまざまな取り組みを着実に進めていくことが重要だと考えております。

次のページをごらんください。

加えて、このページに示しておりますとおり、本ガイドラインにおきましては、今後政府として検討すべき事項として大学知的財産予算の問題も挙げられております。

解決方策の例示として、研究成果である特許の権利化まで公的研究費、いわゆる直接経費で支援すること、間接経費等を適切に用いて知的財産を維持すること、将来便益を受けるであろう企業群がコンソーシアムを構成し維持費を分担する形で知的財産を維持すること等が本ガイドラインにおいては提案されておりますが、この問題につきましては、大学界のみならず産業界、政府も含めて産学官でさらなる議論が必要であるという認識でございます。

最後となりますが、御参考までにガイドラインに記載の知的財産関連の取り組み事例をスライドに付しておりますので、皆様におかれましては御高覧いただけますと幸いです。

以上で説明を終わります。

○渡部座長 ありがとうございます。

産総研、お願いします。

○内山部長 産総研の取組みを紹介させていただきます。ケースごとに正解を模索しながら日々進めているところでございます。

まず、2ページ目をご覧くださいいただければと思うのですが、統計データを準備させていただきました。特許出願件数と技術移転の状況でございます。

特許出願は、過去2,000件弱出願していた時期もございましたが、今は右肩下がりという状況で、昨年度に関しましては800件弱という状況でございます。ただ、今年度はこれよりは増加する予定で、底を打った状況でございます。

理由としましては、いたずらに特許出願をするということだけではなくて、当然のことながらノウハウとして秘匿することも含めて戦略的に出願に取り組むという知財マインドが浸透してきたということと、連携させていただいている企業の意識が変わってきていて、共有出願が減ってきている、そういったところの影響によるものになっております。

また、技術移転に関しましては、過去多目にいただいていた時期もございましたが、近年におきましては一応右肩上がりの状況にはなっており、今年度に関しましては4億を超えるような状況になっているということで、さらなる上積みを目指していきたいと考えてお

ります。

たくさん資料をつくり過ぎましたので、一気に7ページまで飛ばさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

弊社の知財マネジメントの方針でございますけれども、研究成果の最大化、研究成果をより普及していくというもので、それを目指して動いている状況でございます。

汎用的・基盤的に利用できる基礎的な技術で、そのような技術の創出が認められる基盤領域に関しましては産総研独自で研究開発を行って権利を保有するという状況と、もちろん企業と連携をさせていただいて共有特許が生まれるという状況の双方が発生しますが、企業との連携で創出されたものにつきましては、非独占で企業に事前に了承を得ることなく展開可能な形での契約を目指させていただいております。

そして、専ら同業他社との差別化を図ることを想定される領域である競争領域に関しましては、連携企業に独占していただく、もしくは、場合によっては企業に共有特許について譲渡も含めて検討していただきたいと、そのように考えており、しっかりとした基盤を作りつつ展開を図っていくことを試みているという状況でございます。

次のページをご覧ください。

ここは企業連携の話になりますが、企業と弊所では当然目指すべきところが違うというのは当たり前になりますので、先ほど説明させていただいた弊所のマネジメント方針を考慮しながら、柔軟な対応を目指しているところでございます。

例えば、我々は他社展開を図りたいという話をしましたが、企業は当然同業他社には展開しないでほしいというようなことを仰られるケースもございます。そういったケースにおきましては、共同研究費を多目にいただくという条件をもとに、柔軟に対応させていただいたりしております。

また、大きな方針の変更としましては、平成26年11月に不実施補償を原則いただかないこととしたところでございます。ただ、企業様が独占をされたいという場合には独占における実施料をいただいております。

先ほど他社展開をさせていただいているというところと、不実施補償を原則とらないというところ、この抱き合わせというわけではないのですけれども、そういった中でうまく契約を進めさせていただいております。

次に事例の紹介になります。このような考えに至った理由が、戦略を立てずに安易な連携を進めていたという過去の反省がございまして、その結果、産総研の研究成果が散逸してしまうという状況が起こっていたというものになります。

共同研究で生まれる知財は、当然共通基盤領域のものが産総研の場合は多い状況ですので、それが一企業に独占されてしまうということになると、その技術の展開が出来なくなるという状況がございます。ただ、それだけではなくて、そのような知財が独占されてしまいますと、技術の内容に応じましては、「産総研の技術・知財」と書かれているBIPの部分さえ影響を受けてしまっても使えなくなる可能性もあると考えています。そのため、この

ような方針をとっているという状況でございます。

次のページをご覧ください。

こちらは一つの事例ということで紹介させていただいているものです。これは粘土から成る耐熱性ガスバリア膜に関するものですが、基本特許群を作りまして、この部分で共通基盤領域を強固に作らせていただいて、競争領域の部分で他社展開することでそれぞれ各社と連携をさせていただいている状況でございます。

ただ、これは一つの事例でございまして、基本特許で作るということだけではなく、場合によってはノウハウで作るという事例もございまして、連携を図る上でどのような優位性を作っていくのかということについて、戦略を立てて考えていくのかなと思っております。

次のスライドをご覧ください。知財と標準化の一体的推進というものについても取り組ませていただいております。これは、産総研が標準化を研究者が中心となって行っているものをアンケートで集計したものになります。青色と赤色の円グラフの部分ですが、ここが産総研の特許が何かしら関連している標準化になります。また、緑色の部分が、産総研の特許は絡まないのですけれども、市場が拡大に繋がったと分析をしている標準化になります。あと、残りの2つの部分に関しましては、公共財的な標準化の部分でございます。

弊所としましては、市場拡大に貢献する標準化にも継続して貢献していきたいと思っておりますし、弊所の知財が関連する標準化という青色と赤色の部分も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

次のスライドをご覧ください。ここから2つ事例を紹介させていただければと思います。

これは産総研ベンチャーにおけるオープン・クローズ戦略を立てた事例でございます。

1要素認証と2要素認証がございまして、2要素認証の方が技術的優位性が高い領域になります。知財化は産総研が両方行っており、事業化もBURSECという産総研ベンチャーが両方の分野で行っています。ただ、標準化をして、更に無償で実施許諾をしているのはあくまでも1要素認証のみで、きれいな絵姿としています。そういった中でうまくいくかは今後の努力次第だと思っておりますし、こういった取組みを進めていきたいと思っております。

最後にもう一つの事例なのですが、標準化が後工程になってしまっていますが、株式会社ベテルと連携をさせていただいているものになります。2006年からスタートしているものに関しましては、産総研が研究開発を一緒にやらせていただいて、技術的優位性があるものを生み出しています。それによって売り上げが上がっているという事例なのですが、近年に至りまして、ベテルの取引先である会社のほうから、標準化をやってもらえないかというような話が参り、それに関して産総研も協力をさせていただきながら、もちろん経産省の色々な方々の協力をいただきながらということなのですが、標準化が今後なされるであろうという状況でございます。それにより、今後市場がさらに拡大することが期待されるものになります。

以上でございます。さらなる成果が図れるように努めてまいりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、JST、お願いします。

○後藤理事 資料4-3をごらんください。「大学の知財経費の問題」について科学技術振興機構のほうから御説明させていただきます。

この御説明は、先ほど経産省と文科省が共同でつくられました共同研究強化のためのガイドラインの中の最後の御説明にありましたが、大学の知財予算の確保の問題は、引き続き産学官で検討を行うことが必要であるというふうにガイドラインになっております。その中の知財経費の問題について少し立ち入って御説明させていただくものでございます。

表紙をあけてください。ページ2をごらんください。

まず、今日のお話のポイントだけお話ししますと、大学の知財経費は全体としてかなり不足状態だと言えらると思います。ただし、統計的なエビデンスはございませんので、今日はかなり不足しているということを3つのファクトでもって御説明したいと思います。

次のページ3をごらんください。

何で大学の知財経費の問題をJSTがここで話をするかといいますと、私どもは、大学が外国出願をされるときに、外国出願は非常にお金がかかりますので、私どものほうで費用を支援させていただいております。大学から申請をされて、私どもで審査をして費用を御支援する。大学が特許を取得する。こういうことをやっておりますので、大学の台所状況というか、知財経費の状況を垣間見させていただくこととなりますので、今日御説明させていただいている次第です。

ページ4をごらんください。

最初のファクトでございますが、私どもの大学の外国出願支援の件数を予算の関係、いろいろな関係があって、最近数年間はちょっと減っております。左のグラフにありますように、私どもの支援件数が減りますと、大学の単独出願の件数がそれに比例してというか、連動して減ってきております。私どもが支援をさせていただかないと、大学が独自で外国出願をする財源が不足していると言えらると思います。

では、そもそも大学は外国出願の件数が多過ぎたのかというと、そうではないと思います。右のグラフは、各国の国際出願に占める大学の件数の割合です。例えば日本はイギリスやアメリカと比べても格段に大学の国際出願件数が少のうございます。もともと大学から国際出願が少ない。さらにそれが減っているというふうに御理解いただければと思います。

ページ5をごらんください。

事例の2番目でございます。これは、知財活動がうまくいっているという定評のございます国立研究開発機構の「B」と書きましたが、そこと研究者の数がほぼ近い有力大学の「A」の状況を少しお聞きしてつくったものでございます。研究者の数はほぼ同じでござ

いますが、知財の person 費は 3 分の 2 ぐらい、経費は 5 分の 1 ぐらい、費用全体として、ここにありますように国研のほうが 4 億 4,900 万に対して、有力大学 A は 1 億 5,400 万ということで、発明をするポテンシャルとしてはほぼ同等と思われるのですが、知財予算は約 3 分の 1 ということで、かなり少ない状況ではないかというふうに言えると思います。

ページ 6 をごらんください。

では、経費が増えたらどうなるのだというほうの話を持ってまいりました。これは、大学 C の例でございます。こちらの大学は、数年前に特許収入が余りにも少ないのでこれは何とかしなければいけないということで大学のほうで大決断をされて、知財経費を若干増加されました。左下にありますように、それに伴って知財の人員も 1.5 倍ぐらいにされました。それから、出願件数も増やされました。

こういう取り組みを強化された結果、右にありますように、特許収入が 1,000 万弱のものが 27 年度は 1 億強というふうに、しかるべきお金をかけて取り組みをすれば、技術点といいましょうか、特許収入が格段に増えるという事例でございます。

逆に言うと、この大学が対策をする前のような状態の大学が多いのではないかというふうに推定されます。

今後どういう取り組みをするか、解決に向けてのアプローチでございますが、先ほどのガイドラインでも産学官で検討を進めるというふうにありましたけれども、ページ 7 をごらんください。今、御紹介したように、統計的なエビデンスは必ずしもございません。したがって、まず、大学の知財経費の実態がどうなっているのか、何を財源にしている、どの程度足りないかということ、網羅的に調べる必要はありませんけれども、ある程度実態を把握していただいて、その上でどういう対策をとるのかという議論が進むといいのではないかというふうに思います。

下のほうに財源の候補として、運営費交付金、特許収入、競争的資金、産業界からの戦略的産学連携経費と書かせていただきましたけれども、どれを選択していくかというのはかなり高度な問題でございますので、実態を把握してどれくらい足りないのか、増えたらどういうふうになるのかという議論を踏まえて対策をお考えいただくとよいのではないかと思います。

いずれにしても現状はかなり足りませんので、外国出願すべきものがされていないとか、あるいは出願が、発明があっても放置されているという状態がかなりあるかと思います。

すみません、ページ 6 で言い漏らしましたが、この特許収入が増えた大学のお話を聞くと、実はまだ特許、発明は眠っているとのこと。知財担当者が不足していて、特にバイオとかメディカル系の発明発掘がほとんどされていないのだというお話を聞きます。もしそれをされたらさらに技術点、ライセンスが増えるのではないかと思いますけれども、そんな状況だということでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

続けて、企業における産学連携の取り組みについて、江村委員、長澤委員から御紹介をお願いいたします。

江村委員からお願いします。

○江村委員 NECの江村でございます。

資料4-4をごらんください。

今日の趣旨に合っているかどうかというのはあるのですけれども、ここは産学連携の機能強化と知財戦略強化という話なのですが、今日お話をする内容は、今、NECが取り組んでいる新しいタイプの産学連携を御紹介します。その連携の仕方が変わると知財の見方が大きく変わっていると思いますので、そういう意味で事例として見ていただければいいかなというふうに思います。

めくっていただいて4ページなのですが、4ページを詳しく説明するつもりはないのですが、今、私たちが取り組もうとしているのは、ソサエティー5.0とかインダストリー4.0というような議論がある中で、いわゆる社会課題を解くとかソリューションをつくるという意味での事業を考えていこうということなので、そういった領域の連携というふうにとらえていただければいいかと思います。

5ページを見ていただくと、そういう領域の検討になりますと、NECの場合はICTをやっているわけなのですが、異分野との連携というのが必須になります。例えば農業ICTみたいなものです。そうすると、カバーすべき分野が非常に広がってくるとともに、グローバルに競争が激しくなっているので時間軸をうんと短くしなければいけないというような状況になります。そのために、ここでは「オープンイノベーションの推進」という表現になっているのですが、いわゆる連携の仕方とかそういったことを根本的に見直していかなければいけないのではないかと考えているというのがそのベースです。

めくっていただいて、今日は東京大学との事例を御紹介します。

去年の9月に発表したのですが、大型の連携ということで、先ほども組織対組織の連携というのがガイドラインの中にもありましたけれども、それを実践しているものです。私と渡部座長が両側に写ってしまっていて、真ん中が五神総長とうちの社長です。これはプレスするためにここへ集まっているわけではなくて、実はこの連携を始める前に総長と社長に直接会ってもらって、こういう内容で連携しましょうということをお互いに握るということをやりました。これが一番大きなポイントではないかと思います。組織対組織といったときに、やる内容をトップで合意するというのをスタートとしたということです。

7ページを見ていただくと、その中で、先ほど申し上げましたように、全体を解かなければいけないので共同研究だけやっても、それは課題が解けないということで、今、具体的にどういう内容にするかというのを、実は2月、3月と先生方とNECの研究所のメンバーが2回ほど合宿したりしているのですが、倫理とか法制度という問題をどうやって考えていくかというのを具体的にどう進めるかということと、人材も大事なので、これはNECが奨学金を出すというような全体をセットにした連携を始めています。

そういう意味で、共同研究開発のところも今のところは従来の共同研究という形でのお金の出し方を始めている。先ほど、直接費、間接費という議論がありましたけれども、使い勝手のよさという、先ほどのJSTの議論の中では戦略的産学連携経費というのが最後にあって、従来と違った費用の手当というのを考えていくと、新しいパターンのものでできる可能性があるので、その辺をフレキシブルに考えていこうというのが基本的な考え方です。

8ページを見ていただくと、この連携をするに当たって、これは社長がプレスのお話した内容ですけれども、経営層が直接内容に関与します。共同研究のレベルを、先ほど数百万が多いという話がありましたけれども、二桁上げるといって、NECの研究者を東大に派遣してコロケーションして一緒にやる。ですから、こういうコロケーションみたいな活動をしていくと、実は先ほどの知財人材が足りないとかという問題は別の形で解決されるのではないかとこのように思います。

それから、奨学金の話と、NECは研究成果の事業化に責任を持ちますと書いてあるのですが、でも、ここの出口側はどういう形にしていっていいかというのは、多分ここがもう一つのポイントで、それは走りながら一緒にデザインしていくことになると思うのですが、ただ、向かっているゴールを共有していると、多分知財の問題は同じゴールに向かったときにどう解いていくかという議論の仕方になるので、こういうパターンのときは不実施補償とかそういう議論ではなくなるのではないかと、まだゴールまで行っていないので期待しています。

ちょっと飛ばさせていただいて12ページなのですが、そういう意味で、まずビジョンを共有するということが非常に必要と、それから、今、具体的な中身をどうするかというのを、合宿しているというお話をしましたけれども、本当に適切なメンバーで連携できるようなデザインをしていくということが大事かと思っています。今のところまだ1対1、大学と一企業なのですが、これができればもうちょっとマルチというのが次のパターンとしてはあり得るかもしれません。そうしたときには、ちょっと課題が複雑になってくるかもしれませんが、そういうようなことで、成果を最大化するためにという視点でいろいろ設計をしていこうと。その中で知的財産の活用のあり方、これはまだ「こうやっています」と十分御紹介し切れるレベルまで行っていないのですが、その辺を考えていくというのが私たちの今のアプローチですので、そういう中で領域ごとに違いはあると思うのですが、ある意味で先ほどの産学連携の大型化ということも議論される場合には、やはり物の見方を全体で変えていってベターな、要はゴールが一番いい形にしていくという視点で話をしていくというのが重要だろうなと思って私たちは取り組んでいますということで、一例ですけれども御紹介させていただきました。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員。

○長澤委員 本日使用させていただく資料は機微な情報も含まれますので、申し訳ございませんが回収させていただきます。

まず、産総研の方とJSTの後藤理事の話を聞いていて、非常に理解が進んでいると感じました。今回紹介する件は、2000年代に弊社が産学連携で実際に製品まで至ったものということで、皆さんのなじみがあるかと思われる2つの事例をセレクトしました。その中でも幾つかの問題点というのが少し浮き彫りにされていると思いますのでその部分についても紹介させていただきます。

大阪府立大学との共同開発に関しては、もともと大阪府立大学がいわゆる窓の曇り止めの技術を持っていらして、それは、要はガラスの表面上に非常に微細加工をつくれる技術であり、我々もそのような技術をレンズの露つき防止等に使いたいと思い始めた共同開発からスタートしています。ところが実際に共同開発を進めていくうちに、いわゆる乱反射を完全に防止できる特性がありそうだと気づきました。この共同開発を進めてきた結果、最終的にはレンズ表面に実はくさび状の構造物を長い時間かけて形成して、これを無数に並べていくという反射防止膜ができ上がりました。我々は通称SWCと呼んでいるSub-Wavelength structure coatingという技術を大阪府立大学とともに開発ができたわけです。

特にこれは反射防止性能が強いため、曲率が非常に強い広角レンズや魚眼レンズ等には非常に適した技術であり、2008年に発売して、既に10年ぐらいは反射防止膜として最上位に位置しております。

しかし、ライセンス条件についてはもめました。我々はこの技術は、いわゆる皆さんにライセンスを出す協調領域の技術や市場を広げる技術ではなく、弊社の競争力の源になる技術として独占したかったわけです。そのため、我々は独占実施権を要求し（できれば永久独占実施権）、場合によっては高いお金を払ってでも所有権を移してほしいという話から入りました。しかし、大学側としてはこの技術は皆さんに使ってほしい技術であるとの考えだったため、独占実施権を永久ではなく期限付もしくは非独占実施権を望まれました。様々な協議を行い、最終的には、対価も含めお互いの合意に達しました。

我々も独占実施権は要らない開発成果、非独占で十分な技術は沢山あります。例えば江村委員がおっしゃっていたような、将来の市場をつくっていくための技術や、標準にかかわる技術、IoTやAIの利用にかかわる技術などは、まれに競争すべき技術もあるかもしれませんが、基本的には協調技術であるため、その成果は非独占でも構わないと思っています。しかしながら、この件は特に独占したかったという強い思いがありました。

次の事例は、東京工業大学との共同研究についてです。これは東京工業大学の細野先生と弊社で行った共同研究です。細野先生のところで酸化物半導体の技術を研究していただき、我々はそれを製品化するための技術を開発した共同研究になります。東京工業大学側も「不実施補償はなし」、しかもキヤノンが希望すれば単独権についても独占ライセンスをいただけるということで非常に仲良くやらせていただいていたのですが、実はこの件は弊社で製品化するのが途中で非常に難しくなってきました。一方、この技術を使い他社が商品化し、ライセンスも複数社に出すことになりましたそういう意味では、弊社におい

ては商品化できませんでしたが、製品化された新しい技術ができたことは非常に良かったのではないかと考えています。

ただ、この件で困ったことは、1つは権利化の難航です。権利化するにあたって、特許庁側と何度もやりとりしていくうちに大学側の費用が底をついてしまい、東京工業大学の費用をキヤノンが持つことになりました。後から使いたいという会社も現れ、その取扱いに関しても様々な議論をすることになりました。これはまさに先ほど後藤理事がおっしゃったような問題が具現化してしまったのだと思います。この件も非常に多くの国に出願されたため、大学の予算だけで賄うのは難しいことも事実でございます。

これらの経験と最近の事例も考慮して大学と国に対する要望を簡単にまとめました。

ここに書かれているように、知的財産に対する理解が非常に進んできて、昔に比べるとはるかに産学連携がやりやすくなったということは事実ですが、意識的としては、大学側はコストと特許収入を比べた資料をよく出されるのですが、特許を出してそれを収入にしたいという意識が強く働き過ぎ、技術の独占やビジネスを守る方向の意識は低いと感じます。

また、基礎研究で出てきた技術を事業化に至らせる部分は、どうしても企業も大学もなかなか中に入っていけなくて、大学側は「そこは企業が全部やって欲しい」と思い、企業側は「いや、もっと大学が手伝って欲しい」と思い、まだそこに溝を感じております。そのため、この辺の議論を今後も十分継続していきたいと考えています。

また、一方では、公益的に使わなければいけないような技術については、他の技術と同じようなライセンス料を取ったのでは産業の振興の妨げになるため、我々もライセンス収入は期待しないこともあります。その場合には安いライセンス料でのライセンスアウトを理解していただきたいと思います。

最後になりますが、先ほど文科省、経産省の方々からの発表がありましたように、このような公の場でこのような機会があるというのは非常に良いことだと思っており、何が問題で何をなすべきことかということを経営的に議論していただきたいと思います。

業界の断トツトップをつくらなければいけない日本においては、コアコンピタンスのような競争領域の特許もしくは技術も開発しなければいけない一方で、これからIoTの時代になり、そのインフラ構築に係る研究開発も大学と力を合わせてやらなければいけないという、2つの柱があるのだらうと理解しています。

最後のコメントは、まさに先ほど後藤理事がおっしゃったことと全く同じなので言いませんが、やはり費用負担についてはもう少し国からの補助があってもいいのでは思いました。

以上です。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の議論につきまして御意見をいただきたいと思いますが、また同じようにネームプレートを立てていただいて御発言をいただければと思います。

では、左から行きましょう。荒井委員からお願いします。

○荒井委員 産学連携の重要性、全く同感です。最初の資料4-1、文部科学省の資料は、大手企業と大手大学、大手研究開発法人の話が中心だと思います。日本の明治維新以来の産業の発展を見たときに、個人発明家とか中小企業は大学に指導を受けて大きくなって国際企業になったというのが非常に多いわけで、ぜひ中小企業あるいは個人発明家にとって、中規模大学とか、あるいは地方大学を含めた研究開発機関が、技術の相談や連携の提案などを行う相手先として、もう少し気軽に、フレンドリーな関係をつくれるような取り組みをぜひお願いいたします。

○渡部座長 では、伊丹委員、お願いします。

○伊丹委員 伊丹です。

今、お話をいろいろ伺いまして、この産学連携もかなり進んできたなということが実感として挙げられます。

最初にお話がありました産学連携による共同研究強化のためのガイドライン、この作成というのは方向性としては非常に良いものだなと思います。この活用によって産学連携の拡大に期待をしたいと思います。

グラフもかなり共同研究費、特許維持実績、右肩上がりです。上昇しており非常に好ましいのですが、数字的に見ますと、先ほど課題として申し上げたような1件当たりの共同研究費がまだ相変わらず200万円、そして、特許の活用実績を見ても非常に上がってきてはいるのですが、27年度で1万1,000件に対して27億ということは、1件当たりの特許の活用が25万ぐらいということになりますので、この状況ですと特許を取得する費用も出てこない、これが実態なのかと思います。余りにも少ないと思います。御存じのように、米国では二桁ほど違いますので、この違いは少しでも埋めなければいけないと思います。

やはり、NECとかキヤノンのような非常に成功している事例もあれば、なかなかうまくいっていない事例もあるのかと思いますが、一番問題は研究開発機構の財務基盤の強化ということになると思います。ここは人件費とか権利化費用を含めた財源をどううまく戦略的に配分していくか、こういうことに注力する必要があるかと思いますが、共同研究開発費とかロイヤリティー収入をどう拡大していくか、こういう戦略的取り組みというのが官民挙げて必要になってくるかと思いました。

大体権利化の費用というのは研究開発の最後の段階で出てきて、海外でも権利化しようという話になってくると到底資金が足りなくなっているという状況が一般的かと思いますが。それと、先ほどいろいろお話がありましたように、企業と大学との意識がかなりずれておりまして、例えばオープン・クローズ戦略、市場を拡大してビジネスに有利に図っていくとしたときに、大学としてどう収入を上げていくのかということをしつかりと考えていかなければいけない。これは、やはり産業界の方にもそこら辺はよく考えていただいて、いかにサイクルがうまく回っていくか、ここを検討していただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥村委員。

○奥村委員 それでは、私も、弊社も実は少し連携をやっておりますので、それもちよつと御紹介いたしますと、京都大学のSiRAという山中先生の研究所と割と大型の連携を既に始めておまして、このときはまさに江村委員がおっしゃいましたようなトップ同士のいわゆるビジョンの共有というのが最初になされました。この連携で一体何を達成しようというところが合意されているので、今、結構うまく進んでいるのだらうと思います。

一方で、他にも幾つか連携というのは大きいものから小さいものまであるのですが、どうしてもうまくいかない大きな要因というのが、大体ビジョンでないところの交渉でもめまます。つまり、大学の交渉しようとするものが何か有利な条件を勝ち取ることが提携の目的化してしまったり、また、企業のほうも本来もう少しきちんと利益を配分してもいいべきものを、少しでも安く提携をとってきたとかいうようなことを最終的な目標にするかのような話を始めると、途端にその連携は進まなくなるというのが非常に典型的なところでございます。

そういう意味で、大きな流れはまさに長澤委員が言われましたように、大学側も企業側も考え方が変わってきて、大分連携はやりやすくなってきているとはいいいながら、もしかすると個々のそういう事案の中ではいまだ前線の担当者レベルで重要な技術が潰れてしまっているものもあるのかもしれないというところは一言申し上げたいと思っている次第です。よろしくをお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理、お願いします。

○正木委員代理 産学官の仕組み等について大変多くの御検討をいただいているという印象でございます。まず、そのことを申し上げたいと思います。

研究開発と事業戦略のリンク、あるいは事業ポートフォリオのトランスフォーメーションといったようなことを考えてきた立場から産学官連携の推進を改めて考えますと、研究をどうやるか、産学連携をどう推進するかというHowの議論ばかりに走らずに、あくまで日本が勝負する分野のWhatの特徴を踏まえた戦略としてのHowの立案を目指すべきであると考えます。日本が何でもうけるのかというのが明確になれば、おのずとそれにふさわしい産学官連携のあり方というものも決まってくると考えております。

また、オープンイノベーションについて、例えば産業競争力懇談会（COCN）は民間のプラットフォームで、大手の電機会社や素材の会社、あるいは製薬会社などの数十社が戦略的イノベーション創造プログラムをやっているようなテーマで活発に手弁当の精神のもとで活動しているが、こういったところでもなかなか具体的な成果が出ていないということも事実としてあるのではないかと思います。そうしたことのファクトファインディングを改めてゼロベースで見直す時期が来ているのではないかと考えます。

折しもドイツ・ハノーバーで開催した欧州最大のIT見本市（CeBIT）に先立って、IoT分

野の国際標準規格を日独で主導する、あるいは物づくりの現場でのサイバーセキュリティの強化、次世代の車の規格づくりでの連携、両国の先端技術研究所での共同研究などを柱とするハノーバー宣言が採択されましたけれども、世の中の趨勢を見ますと、業種あるいは国境を越えて共同するということを企業に促す技術連携や共同開発等の各種の施策がますます進んでいくと思われま

す。企業の技術開発の目標というのは、中長期の目標もちろん存在しますが、事業化・収益化というのを念頭に置いて、限られた研究開発費の中での成果が求められてくる。一方で大学あるいは国研をキーとしたような研究開発、あるいは起業化は、しがらみが少なく、種々の企業がそこに参加して学問の観点とビジネスの観点の双方で英知を集めるということが可能になると思います。

例えば日本と同じように資源に恵まれないようなイスラエルが教育と人材の開発に力を注いで、かつ、技術のわかるようなテクノクラートが横断的に各省庁をまとめているという例も参考になるのではないかと考えます。

弊社でも2001年から十数年に亘って、20億円超で投資をして、UCSB（カリフォルニア大学サンタバーバラ校）との間で先端技術材料分野についての研究開発提携を行い地道に実績を積んでいるというような例もあります。産学官の連携についても、日本の枠組みにとどまらずにグローバルの中で位置づけをとらえなければ競争に負けてしまうという面もあると思います。

まとめますと、現実には起こりつつある技術に執心するというのではなくて、その先にある帰結、あるいは代替する技術に対して産学官のベンチャーを立ち上げてそれを実現する、グローバルの競争に耐え得る環境整備というのをお願い致します。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 文部科学省の今回のガイドラインは非常にありがたいと思います。ただ、こういうものは、関係者とか専門家とかの世界には広がりますが、できれば大学の経営者層とか財務担当者に、ぜひ強いリーダーシップでアナウンスいただければ本当にありがたいと思います。

それと、JSTの後藤理事さんからのコメントにありましたように、JSTさんには、大学にいろいろしていただいて、本当にありがたいと思います。これにつきまして、後藤理事さんのJSTの説明の7ページのところにまとめていただいておりますが、これに関連して大学の実情を少し御説明させていただきたいと思

います。今朝のNHKのニュースでも、大学の研究論文が他の先進国の伸び率に比べて鈍化しているというニュースが報道されておりました。この要因の中には、交付金が減っているのではないかと指摘もあったかと思

れども、交付金から配分される研究費が、この15年間で約7分の1以下に減っています。そのため大学の単独発明の割合が、法人化直後は約80%から90%ありましたが、現在は30%までに下がっています。

先ほどの図を見ますと、共同発明・共同出願が増えているということで産学連携活動が活発に推進しているコメントが大体つきます。もちろんそれは間違っていないです。でも、もう少し掘り下げてみますと、特に実験系の分野は、共同研究等による外部資金を獲得しないと、思うような研究ができなくなっているということが実態なのです。共同研究は、もちろん大学が社会に貢献するという点では歓迎すべきだと思います。ただ、知財管理をしている者からしますと少し厄介な問題が生じています。それは、先ほど後藤理事さんや、文科省さんから御指摘もあったように、間接経費の問題がございます。これは、大学の財源というのは非常に厳しい状況になっているのは先ほど申しましたけれども、それに伴って知財管理の経費の捻出が大変困難になっています。やむを得ず共同研究先のパートナーの企業に費用をお願いせざるを得なくなっています。その際に企業から決まって言われるのは、間接経費を支払っていますよね、この経費は特許の経費にも使われるということを知りました。だったらそこから出されたらいいのではないですか云々、という話が行ったり来たり交渉事になり、特許の持ち分が50%であれば五分五分なので経費も五分五分でいきましようという話に、最後はなるわけがございます。

そのときに、この間接経費というのはどんな位置づけかというのは、私も大学に赴任した頃、全くわからなくて、国で推奨していました間接経費から知財の経費を使えばいいのではないかと思ったものでした。この間接経費というのは、ご存知の方は御存じのとおりで、財務の管理下になり、研究担当の管轄ではなくなるのです。そうすると、光熱費とか設備費とか消耗代に充当されますが、これは大学全体のことで、だから特定の研究とか特定の費目に限定する仕組みはないのですということを説明します。そうすると、企業からしますと、私は研究の支援したのであって、大学全体を支援したのではないのだと、言われたりします。こういう話になると、我々はやむを得ず大学が持っている特許の持ち分を減らしますので、それで何とかお願いしたいと最後は懇願状態になるのですけれども、ひたすら忍耐力が要求される現場が繰り返されています。

この持ち分を減らすということは、どんなことが起きるかといいますと、会社の議決権を減らしたと同じような状況になって、大学のマネジメントがほとんど効かなくなります。だから、大学の知財戦略も、自然と絵に描いた餅になってしまうのです。

特に顕著なのは、医薬とかバイオ分野においては、特許の威力は絶大です。特許があるかなしかはゼロイチの世界ではなくて、0と100か、0と1,000といったようなウエートになります。だから、こういった分野においては大学等の公的機関による知財管理というのは、医療のイノベーションにつなげるには非常に重要だと言われていています。iPS研究所を見ればよくわかると思います。

大学の知財の経費を、大学の少なくなってきている交付金の中から・・・、これは後藤理事

さんの資料の7ページの一番上が交付金とありますよね。こういったところがほとんどやりくりできなくなってきました。

あと、企業からの善意にすぎるといえるのは、ほとんど限界に来ているのです。イノベーションの推進役として期待されている大学の研究力、また、それを支援する知財戦略の強化を、確かなものにするためにも、後藤理事さんのおっしゃっていたような経費面の支援についても、何とか考えていただいて、今の大学はSOSを出したいぐらいの状況にあるということをお理解いただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員。

○高倉委員 産学官の連携に関して、今日御報告いただいた内容とは直接関係しないのですが、国の研究所における研究者、それから、国立大学の若手研究者に対する、いわゆるアントレプレナーシップ教育、ビジネス実務、そういう教育の重要性についてと申しますか、そういう教育を今後充実させていただきたいという願いをしたいと思います。

先週、アメリカのほうに出張で行って、アメリカの国立衛生研究所（NIH）を訪問する機会がありました。産学連携、技術移転についてお話を伺う機会もあったのですが、印象に残っているのは、NIHは研究者だけで6,000人ぐらいいて、総額予算は3兆円なのですが、90%は各大学にグラントとして出して、残り10%3,000億円ぐらいいを内部で研究として使っている。その6,000人の研究者に対する夜間の教育をやっているというのを聞きました。全部で100以上のさまざまなコースの教育プログラムがあって、そのうちの一つに「技術移転、ビジネス、産業」、直訳するとそういうタイトルのコースがありまして、春と秋に2回やる。各科目4週間から10週間ぐらいい、夕方、自分の研究が終わった人たちがそこに来て勉強する。理科系の学生に対してビジネス化のためのマインドとスキル、そういう知識を与えるというコンセプトでやっているということなのですが、聞いたら、もう1960年代から始まっていて、過去50年間にわたってやっていると。

NIHの研究者だけではなくて、他の国立の研究所、全米の大学の学生にも開放していて、1科目150ドルと言っていました、多くの場合には奨学金が出たりするので無料でそういう勉強をすることができる。

中国、韓国、アジアからもNIHに研究者が来ているのですが、むしろ本来の研究よりはそちらのビジネス化の勉強のほうに熱心な研究者もたくさんいるぐらいに非常に評判が高い教育を展開しているということでした。

日本もそういう予算をつけて今後教育を始めるといふふうにも聞いているのですが、ぜひNIHの教育プログラムの内容などを分析し、日本に合ったものを提供することによって、ぜひライフサイエンス、あるいはバイオメディカル分野におけるベンチャー支援というところに力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中富さん。

○中富委員 去年の12月初旬だったのですけれども、みずほ証券が主催した「Innovation Field2016」というのがありまして、その中で産官学連携とオープンイノベーションというのがあったのです。そこに僕は呼ばれてお話しさせていただいたのですけれども、非常におもしろかったのは、おのおの産官学の中でもテーマがあって、非常にそれを整理できていないというのがあって、同じ大学のフィールドの中でも全然違うやり方をやっているし、違うのをやってもいいのですけれども、それがオープンイノベーション的な前向きな発想というよりは後ろ向きの発想のほうが結構多かったというのがあったりして、こういった話は、恐らくずっと何十年も我々はやってきているわけですが、やはり年に1回か2回のシンポジウム等をやったほうがいいかと思えます。そういうのを提案したいと思えます。

やはりディスカッションをしていて課題を見出すことがあるのですけれども、それをもう少し真剣に考えていくという場が必要ではないかと思えます。

やはり大学は資金がなくなっているというのもあるし、その理由もわかりませんし、逆にサポートする側も資金がなくなってくる、その理由もわからないのですけれども、そういう中で何かを見出さなければいけないので、それは恐らくいろいろな意味でどこかの資金を促さなければいけないがあるわけですが、それは民間なのか、企業なのか、あるいは国なのか、これは官が主導してこういったところを解決するためにそういう会合を開いて、シンポジウムなりを主催してやっていただきたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと6人ですね。もう一つトピックがあって、少し巻ききみによろしく願います。

吉沢委員代理。

○吉沢委員代理 東レの吉沢でございます。

資料の4-1「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインについて」の2ページの上段に言及いただいているのですが、経団連では「産学官連携による共同研究の強化に向けて」という提言をまとめて公表しております。これは大学と研究開発法人の研究成果の社会実装を拡大することを大きな目的としております。これから共同研究開発が組織対組織という本格的な形で進められて大型な研究が進んでいく中で、やはり必要なのが高度な知財マネジメントということになるかと思えます。

そこで、そうした高度な知財マネジメントを実行するための産学連携本部などの本部機能の強化というところを期待しています。これによって企業と大学等の長期的な視野に立った関係を構築して、すばらしい成果を出していただくような形での進め方を期待しています。

そして、もう1点、11月には大学発ベンチャーの連携を目的に、東大と経団連のベンチ

ャー協創会議を発足させています。この協創会議では共同研究開発の成果をベンチャー企業に活用するというモデルを検討しておりまして、大企業では事業化が難しいと思われるような技術シーズに関しましても、ベンチャー企業の御活躍によって事業化に向けた選択肢が広がるのではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員。

○土生委員 荒井委員からお話のあった中小企業の関係で、補足的な数字を少し御紹介させていただきますと、九州経済産業局が今年度実施した事業で、まだ確定値ではないのですが、中小企業約1,300社から回答を得たアンケートがありまして、その中で自社の経営課題について、複数回答可で多くの選択肢の中から選んでもらったのですが、商品の高付加価値化を選んだ企業が32%、研究開発・技術力の向上を選んだ企業が21%と、商品力の強化を課題に挙げている企業の比率が高い一方で、他社あるいは大学との連携という選択肢を選んだ企業はわずか6%しかなかった。6%というと、1,300社から計算すると70社から80社くらいに過ぎない数字なので、やはり中小企業にとって外部との連携というのは非常にハードルが高い、大学だけでなく他社、すなわち産産連携を含めてもそういう数字になっているので、今後さらに取り組むべき課題ということになるかと思えますけれども、大学が中小企業との連携を促進するために何をすべきかということも、今後検討していただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員。

○原山委員 手短に行きます。やはりガイドラインに関してなのですが、これは常々日本のイノベーションエコシステムを見たときの課題というのは全て凝縮して書かれている。そういう意味でコンプリヘンシブであって、理想像であるわけなのですが、理想像だけを提示して、個々の中小大学が見て具体的にこれをすればいいのだということまでいかというと、さらにギャップがあるわけなのです。

ですので、多分宿題と思われるのは、もっと実装できるような具体的なインスピレーションを与えるようなものを考えなければいけない。多分これを作成したときに旧帝大並びに大規模の企業を前提としているので、そうではない場合のケースも必要ではないかと思えます。

それに関してなのですが、多分ここで欠けていると思われるのが、先ほどのNECの話にもありましたように、最初にビジョンをデザインする、そのインスピレーション、自分たちの持っていない、どういうふうな形でデザインすると企業が興味を持つか、その辺のノウハウ的なところも埋め込まないと出発点がなかなかなくて、常々言われるように、形から入ってしまって中身をどうするのかと後から来てしまうと本末転倒というのがあります。

ます。

同時に、先ほどのNECにしろ、キヤノンにしろ、示唆を与えるということはかなりフレキシブルに対応していかなければいけない。一回スタートしたからと、それが出発点であって、実装するためにはお互いあうんの呼吸ではないのですけれども、相手のことをはかりながらも自分たちの利益になるような形でもって常々対応していくときにも形にはまっただけではなく、自由度を持った形の対応が必要であって、そういう意味でのフレキシブルなもの、新しい仕掛けをつくっていくというクリエイティビティーのところが必要になってくる。ですので、そういうケースを積み重ねることが大事なのと、形だけに頼ることなくプラスアルファのところも今後の課題として埋め込んでいただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員。

○山本委員 原山委員の意見に賛成で、ガイドラインの方向性はいいのですが、具体的な施策というか、議論が必要かなと思っています。いまだに不実施補償なのかなという、ちょっと視点がどうなのかなという印象を受けています。

先週、AUTM (Association of University Technology Managers) のアニュアルミーティングに行ってきましたが、アメリカでは、2015年AUTMサーベイで大学から技術移転で生まれた新製品・サービスが1年間で879です。大学の技術を用いた製品・サービスの売り上げが28.7ビリオンなので3.1兆円ぐらいですね。これも1年間です。ベンチャーは1,012社です。

ROIまで出していまして、国からの研究費を分母にして、分子がライセンス収入だったり、あるいは分母は同じで国からの研究費を分母にして、大学の技術を使った製品の売り上げを分子にしてROIを出して、だから科学技術にもっと投資をするべきだというような、それは91年からとっているのも非常に説得力のあるデータが出ていて興味がありました。

いろいろ聞くと、これを実現したのは、やはり技術移転人材の育成というのと、全然議論されないのですが、私はずっと言い続けているのですが、ギャップファンド、プルーフ・オブ・コンセプトファンドでもいいのですが、要するに研究のためのお金は出るのですが、事業化のための試作品づくりとかのお金が出なくて、今、欧米ではギャップファンドが一番話題のテーマの中心なのに、日本では何度申し上げても全くこれが議論されないというような話であったり、あるいはベンチャーの起業支援というのももう一つの注目度、それを実現するためのVCのファンクションであったり、アクセラレーターの役割というのが非常に議論されているので、この機能強化をどうするのかとか、あるいはファンディングエージェンシーのあり方をどうするのかという各論の議論が必要ではないかと思っています。

あともう1点だけつけ加えますと、多くの大学で国際出願費用の部分では非常に苦心されている大学が多いので、後藤理事がおっしゃったJSTの外国出願支援制度の拡充というのは必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○渡部座長 藤木委員代理。

○藤木委員代理 私どものところにも大学からの相談というのは非常に多いのですが、やはりその中で一番多いのは外国の特許の権利化費用を何とかしてくれないかというもので、我々も知財ファンドを営業しておりますのでいろいろ苦心して考えたりするのですが、その多くは中長期的な研究テーマであったりしまして、なかなか民間ではお金を入れるのが難しいケースが多いところではあります。そういった意味で中長期の研究テーマ等については、国の何らかの支援というのがますます必要になってくるのではないかと考えております。

また、大学等の知財予算面に関しますと、特に感じておりますのは、まだ研究であったり、権利化であったりするところまでは何らかの予算が手当てされているものの、ライセンスであったり、事業化であったり、試作品づくりであったり、その後のフェーズのお金というのが全く手当てされていないケースがほとんどでございます。

そういった意味では、活用の部分の予算、これは人材であったり、もしくは外部との連携、弁護士、弁理士、コンサルタント、そういったところを起用しての連携であったり、そういったところに使うような予算、手当というものがこの活動を活性化する上で必要ではないかと考えております。

大学との連携、大学や国の研究機関とのお話し合いの中で特にもう一つ感じるところは、これは制度上の問題、もしくは担当者レベルの問題といろいろあるのですが、1つは外国企業との連携の上で活動していくというところにいるいろいろな制約があって話が進まないケースが多いことと、あと、特許等の移転、権利の譲渡に関してもなかなかフレキシブルに対応することが難しいといったお話がございます。いろいろ活用していく上でももう少しフレキシブルに対応できるような体制が整えられると良いように考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 知的財産は財産権としてきちんと制度的に保障することによって、円滑に進んで行くと考えられます。継続的に中長期的に考えていくことも重要であると思っております。

○渡部座長 よろしいですか。ありがとうございます。

時間も来ていますので次に移りたいと思っております。

もう一つの議題が「第4次産業革命時代に対応した知財システムの在り方と世界をリードする審査の実現」ということで特許庁からの説明なのですが、今の時点で10分ぐらい延長のつもりでやらさせていただきますが、すみませんが、特許庁も巻きでお願いします。

○桂課長 特許庁調整課長の桂です。今日はお時間をいただきましてありがとうございます。渡部座長からの御指示のとおり、スピーディーに説明を行いたいと思っております。

お手元の資料、第4次産業革命に関連する特許庁の取り組みですけれども、特許審査を中心に御紹介したいと思います。

まず、最初のスライドですけれども、第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会を昨年10月にキックオフして、これまで累次にわたって検討を進めてまいりました。

この検討会では、産業財産権のみならず、知的財産権全般、データの利活用、国際標準化、こういった幅広い視野を持って、経済産業政策局、産業技術環境局とも連携しながら検討を進めました。

スライドの3ページ目ですけれども、昨年12月に行われた検討会で論点整理がなされました。その中で、特許の権利取得関係ですけれども、しっかりと審査を行うためにIoT分類を整備すること、ユーザーに対して、今後新たに出てくるであろうIoT関連の技術のうちどういったものが特許になり得るのか、事例を公表して予見性を高めること、IoT関連の発明というのはあらゆる分野で今後出てくる可能性がありますので、あらゆる分野のIoT関連出願についてしっかりと審査できるよう体制を強化すること、について御指摘をいただきました。

また、IoT関連の発明は、ネットワーク上で実施されるといった特性もありますし、また、いろいろな工場や事業者がつながるといった面もありますので、オープン・クローズの戦略の中でどういった権利を取得・活用していくべきなのかといったことも非常に重要になってきます。そういった点に関してもしっかりと情報を外部に提供するようにとの指摘もいただきました。

次に、特許審査に関する取り組み3点について、概要を御説明します。

資料をめくっていただきまして、まず、分類の新設です。国際特許分類という、約7万項目から成る分類体系がありますけれども、IoTに関し広域にわたる横串的な分類はありませんでした。ですので、今回、IoTに関して横串的な分類を新設しました。

そして、それだけですと、用途あるいは産業別にえり分けることが難しいので、第2弾として細分化を行う予定にしています。

新設したIoT分類は、特許審査において先行技術調査を行う際に活用しますけれども、外部のユーザーの方々にとりましても、どういったものが特許になるのか、具体的に事例を把握することが容易になりますし、また、ある程度分類情報が蓄積してまいりますとIoT分類を活用することによって技術動向を把握することができるようになるといったメリットも考えられます。

それから、次は、審査を経てどういったものが権利になるか、審査の予見性を高める取り組みです。第1弾の公表は昨年の9月です。利活用の場面を想定して12の事例を外部に発信しました。

それから、第2弾として一昨日、新たに11事例を外部に公表しております。

一昨日追加した事例の中では、データの構造や、学習済みモデルといったAIに関連した発明について具体的な事例を示しております。

次のページには、第1弾として公表した12の事例が、具体的にどういった利活用の場

面の事例かを図示しております。説明は割愛させていただきます。

次の7ページ目、8ページ目には、イメージをつかんでいただくために具体的な事例を載せましたが、これも技術的に詳細な内容が含まれていますので、時間がないこともあり説明を割愛させていただきます。

そして、審査体制の整備・強化ということですが、IoT関連の技術では、例えば自動車もそうですが、農業の分野や建設の分野など、いろいろな分野でインターネットにつないでデータを取得・分析して活用するといった発明が考えられます。そういった発明にICT技術が使われるということは当然ですが、いずれの分野でもICT技術を十分に理解していないと妥当な判断ができませんので、それぞれを担当する審査官同士が協議を行って、間違いのない妥当な判断をしていくよう体制を整備するという取り組みをしています。

続いて、これまで続けていた取り組みの紹介になりますが、これまで目標を定めて審査の権利化までの期間の短縮に継続して取り組んできましたが、ICTの分野につきましても、しっかりと対応していきたいと思えます。

また、一旦特許になったものが後で無効になってしまいますと、権利者の方々に御迷惑をおかけしますので、そうしたことが生じないようにクオリティを担保する取組を行っております。

それにつきましては、今、特に中国の文献を含めまして外国の特許文献の急増が大きな一つの課題です。

また、ICT、IoTの分野を含めて1,700人の審査官が均質な判断をしていくための取り組み、地域中小企業にしっかりと権利を取得していただくためのコミュニケーションの一環として、出張面接審査なども力を入れております。今後内容面の充実も含めてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それから、最後のスライドは、国際的な連携についてです。ちょうど先週、特許審査ハイウェイについてブラジル、チリと合意をしました。

ブラジルとの特許審査ハイウェイは、これまで大きな課題でしたけれども、この4月からいくつかの限定はありますけれども、スタートできる運びとなりました。こうした取組を通じて、世界で日本の企業の方々が活動する主要エリアは、インドを残すのみとなり、大部分をカバーできてきております。

こういった特許審査ハイウェイのカバー範囲拡大に加え、特許審査ハイウェイを使って日本で特許になったものが、実際に新興国あるいは途上国で速やかに権利になるようにフォローアップもしっかりやっていきたいと考えています。

駆け足ですが、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、この御説明について御発言がある方、まず人数を把握したいのでネームプレートを立ていただければと思いますが、今、4人、それぐらいであれば問題ないのですけれども、では、今度は相澤委員からやりましょう。

○相澤委員 投資協定とか国際的な条約を利用した外国における知的財産権の保護ということも、必要であると思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

そうしたら、江村委員。

○江村委員 この内容直接ではないのかもしれないのですが、特にデータの話とかAIの話みたいなものがあったときに、本当に特許でどこまでカバーできるのかというのを明確にしておくことが非常に大事だと思います。学習済みモデルの例とかあるのですが、入ってくるデータが変わればそれは変わるのでとかいうようなことははっきりしておかないと、非常に後に問題を残す。

それから、PPHという話があるのですが、今みたいな視点でいったときに、本当に同じ視点で特許という議論になっているのかというあたりもよくわからないところがあって、その辺をグローバルな視点でよく議論いただきたいということと、そういうふうに思うと特許でどこまでカバーできるのかの裏側には、特許ではない活動がいっぱいあるわけですね。標準化というとまたちょっとあれで、コンソーシアムとかそういうようなことが動いている中で、それぞれがどう効くかというのはやはり明確に出していくということが今一番求められているように思いますので、そういった議論をどこかでできるといいなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹市委員。

○竹市委員代理 桂課長、御説明ありがとうございました。

検討会のみならず、いろいろと特許分類の新設とかいろいろな手を打っていただいております。特に審査ハンドブックにつきましても世界に先駆けてということで充実したものを出していただいておりますが、何分にも技術の発展が早い領域でございますので、今後も適宜アップデートしていただければと思っております。

あと、国際化の話もございますけれども、我々権利者としては海外ばらばらというのも非常に使いにくいので、世界に先駆けてということでございますが、主要特許庁ともその辺のところのすり合わせをしておいていただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、大丈夫ですか。

○佐田委員 時間があつたらでいいです。

○渡部座長 時間は短目にどうぞ。

○佐田委員 今日が最後だということなので、前後の脈略を欠いていますが、コメントをさせていただきます。

昨年の2016年の推進計画で示された知財裾野人材というのを、私ども大学として必須化を粛々と進めており、他大学にも展開できるように支援をさせて頂いております。

実は、ここで一つの課題が生まれてきました。これは何かといいますと、医療分野の知

的財産のテキストなり、シラバスとかが体系づけたものがないのです。だから、その分野に対しての教育システムがまだ組めていなくて、これを今、私どもは8コマ1単位で全学必須にやっておりますけれども、医療分野というのは特殊な審査体系というか、特有な判断基準とかありますので、医学部に関しては実はもう一步進んだところの教育が必要になります。こういった背景があるので、今まで我々がやっている中ではカバーできないのです。またこれを一大学だけでは、なかなか対応が困難です。そのため、特に医療分野に特化した知財の課題が生じてきていますので、この辺をぜひ関係機関の方々の御協力をお願いしたいということと、もう1点だけすみません。

こういったすごく盛り上がっている委員会や、セミナーとかシンポジウムは、ほとんど東京で開催やれています。私は山口在住でして、東京の委員会の傍聴や、イベントに参加しようとするすと一人大体5万円かかります。首都圏の方々は数百円で来られると思います。その差は恐らく100倍ぐらいあります。これがまさに情報格差になっていると思います。

私どもは、今、特に裾野人材育成も含めて地域にどんどん知財文化を広げていこうとしています。地方までなかなか情報が伝達されてこないのです。いいセミナーでもシンポジウムでも、ほとんど東京でやっています。こういったのを地方でやれというのは難しいと思いますので、できればインターネットとかウェブによる配信システムを活用して、少なくとも国や公的機関がやるセミナーやシンポジウムを、ぜひ地方にも配信していただければ本当にありがたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後、山田委員。

○山田委員 山田でございます。短目に参ります。

先ほどNECの方がおっしゃっていましたが、本当に変化のスピードがすごく速く、物づくり分野でも、ただ物をつくるだけではなくて、そこにセンサーがついて、モニターをして、データをとって、ネットにつながって、ロボット化をして、AIで解析するというようなことが中小でも装置の中に求められ、対応しなければいけない状況になってきます。だからこそ、何がどのように特許になるのか、IoTのどこが特許になるのかというのは非常に興味があります。本日は残念ながら具体例①、②は割愛されてしまったのですが、ぜひその辺を詳しく教えてもらえる機会を設けて、例示をどんどん出していただければと思います。

また、中小がIoTやロボット化、AIという対応をしていく上で、どうしても開発にお金がかかります。研究開発がこれから増えていくと思いますので、補助金等の金銭的な支援と、相談ができる支援窓口をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

1点だけ、特許庁、具体的に事例については審査基準のほうで公開されている内容です

よね。だから、そちらのほうを見ていただければということになるかと思いますが、何かコメントはありますか。

○桂課長 事例を公表するだけでなく、説明会等々を通じてきめ細かく情報発信させていただきます。

それから、江村委員などから御指摘いただいた、特許以外のいろいろなアプローチを含めて総合的に検討すべしということについては、検討会におきましても、特許・産業財産権だけでなく、データの利活用とか標準化ないしオープン・クローズ戦略をどうすべきかといった総合的な検討を進めている、という状況です。

それから、グローバル対応について、スライドの説明を割愛してしまったのですけれども、日本の特許庁でIoT分類を新設したり、審査事例を公表した際には、当然英語でも行っておりますし、国際的な会合で他庁に提案し、これらをグローバルスタンダードにしていこうという議論を今後しっかりやっていく予定です。こういった面でも、御指摘を踏まえてしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

今日は3点のテーマについて検証・評価・企画委員会として、検証してよしとする部分と、引き続き検討が必要であるという部分、それから、少し新たな検討が必要な部分ということで、これはまた事務局と、2017のほうにどういうふうに反映させていくかということとを相談させていただきたいと思っております。

それでは、全体の総括のコメントを井内局長からお願いいたします。

○井内局長 ありがとうございます。長時間にわたりまして活発な御議論をいただきました。

1点目の「知財紛争処理システムの基盤整備」は、昨年のラウンドでいろいろ御議論いただいた結果を踏まえて、特許庁のほうでいろいろ検討して、今回新しいシステムをつくらうということになったわけでございます。

今日の御議論にありましたように、これが終わりということではなく、しっかりとそれが機能するかどうかを引き続き見ながら、さらなる改善が必要かどうかというのを見る必要があるという御意見をいただいたというふうに理解しております。

それから、2点目の産学・産産連携、大学の知財戦略のところはかなり進んできた面もあるということでございますけれども、非常に多くの課題をいただきまして、特に大学の知財マネジメント、あるいは産学の連携のあり方の変化といったところは計画のほうにしっかり反映していきたいというふうに思っております。

それから、最後の点につきましても、IoT時代、第4次産業革命時代の特許のあり方、特許制度の審査のあり方を含めて非常に変化が激しい中でございますが、引き続き関係省庁にもお願いしながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今回までで各分野をざっと見ていただきまして、次回、2017の計

画に向けまして総合的な議論をもう一度お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○渡部座長 それでは、最後の次回の会合について事務局から御案内いただければと思います。

○福田参事官 次の会合の予定につきましては、冒頭御紹介しました資料1のとおりとなっております。第5回会合ということで産業財産権分野とコンテンツ分野の合同会合という形で4月下旬の開催を予定しております。

それから、冒頭に申し上げましたとおり、資料4-5でございますけれども、会議後に回収させていただきたいと思っておりますので、席上にそのまま置いていただきますようによろしく御協力をお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

少し延長させていただきましたが、本日はこれで終了させていただきます。大変お忙しい中、ありがとうございました。